

令和8年度

交通弱者に対する

タクシー運賃の助成

の申請(利用)が始まります。

4月1日～

交通弱者に対する移動手段の確保策として、タクシー利用に係る運賃の一部助成を令和8年度も実施します。

### 助成対象者

本市に住民登録があり、自動車等運転免許証をお持ちでない方で、次の条件のいずれかに該当する方が対象となります。

(1)75歳以上の方(本年4月1日以降に75歳になる方は、誕生日月から申請ができます)

(2)次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ①障害者手帳(身体・療育・精神)をお持ちの方
- ②要介護認定者
- ③介護予防・日常生活支援総合事業対象者
- ④難病患者
- ⑤小児慢性特定疾病患者

### 申請の流れ

申請は **4月1日(水)** から受付を開始します。

#### 対象者

上記の助成対象者に該当する方または代理の方が申請を行ってください。

#### ①申請

#### 市役所

市役所の長寿介護課高齢者介護保険係および福祉課障害福祉係が窓口です。

#### ②審査・登録

#### 利用券発行

タクシー料金を一部助成する利用券をその場で発行します。その日から利用できます。

### 申請時に持参するもの

- ・代理申請の時は、代理の方の身分証明書
- ・左の(1)に該当する方は、助成対象者のマイナンバーカード、資格確認書または介護保険証等の本人確認できるもの
- ・左の(2)の①～⑤に該当する方は、障害者手帳や介護保険証等証明するもの

### 利用券の発行・使用

- ・登録者1人当たり利用券(1枚300円)を36枚交付します。
- ・利用券の使用については、タクシー運賃(乗車)1回につきタクシー料金の範囲内で5枚まで使えます。差額は乗務員にお支払いください。
- ・お友達同士で一緒に利用することもできます。

### 注意点

- ・利用券の再発行はできません。
- ・登録者本人以外の方が利用することはできません。
- ・交付枚数の上限は36枚です。
- ・利用期限は令和9年3月31日までです。
- ・令和7年度分の利用券は、令和8年4月1日以降使用できませんので、ご注意ください。
- ・**予約型乗合タクシーには利用できません。**

### 問合せ

不明な点は、下記へお尋ねください。

長寿介護課高齢者介護保険係 TEL76-1195

福祉課障害福祉係 TEL76-1197

